

公益社団法人鹿児島県看護協会 平成 30 年度第 7 回理事会議事録

I 開催日時 平成 31 年 3 月 16 日（土曜日）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

II 開催場所 鹿児島県看護研修会館 1 階会議室

III 出席者

理事総数 17 名

理事出席者 17 名

会長（代表理事） 田畠千穂子

副会長 下坂屋道子

副会長 中重敬子

専務理事 原田ケイ子

常任理事 内司啓子

職能理事 西原洋子、園田良子、小玉博子、宇治野由美子

地区理事 川畠美賀、畠中勇二、谷川智子、花田博子、鮫島明子、
加治木ゆかり、榎愛香

准看護師理事 志水恵美子

監事総数 2 名

監事出席者 2 名

監事 財部マチ子、吉川康郎

IV 議長 会長 挨拶 田畠千穂子

V 議事の経過の要領及びその結果

定款第 40 条に基づき、議決に加わることができる理事 17 名全員の出席で、本会は
有効に成立したことの確認の後、定款第 39 条の規定により、会長が議長となり、理事
会の進行及び協議事項等の審議に入った。

VI 協議事項

1 基本方針（略）

2 事業推進に関する事項

1) 賃金モデル研修後の今後の対応について

常任理事は、次のように説明した。

参加者のアンケートでは、賃金制度を見直す予定やキャリア開発ラダーと連動し

た賃金制度の導入、賃金モデル研修の継続開催などについて有益な回答が得られた。

来年度は県内の先進事例の報告や日看協労働政策部の専門職の指導・助言が得られるような企画で研修を計画し、2020年1月28日から29日開催で調整中である。

このことについては、出席理事全員の賛成があり、承認された。

3 管理的事項

1) 消費税率引き上げに伴う研修受講料の取り扱いについて

専務理事は、次のように説明した。

消費税が5%から8%に上がった時、経費節減に努めることなどとのことから値上げ不要としている。

今回消費税が8%から10%に上がるのことから、運営委員会で実際に教育に要した収支の変化を見て検討することと決めた。その後、業務執行理事会において検討した結果、研修内容が毎年異なることや多岐にわたることなどから、過去の必要経費を単純に比較できない。九州各県では、値上げを検討するところも多く、受講料は、会員は2,000円から2,100円に、非会員は5,000円から5,250円にしたい。

受付や窓口の煩雑さ、負担が過重にならないかの意見や、引き上げ額の根拠は明確にする必要があるとの意見がでた。

このことについては、出席理事全員の賛成があり、承認された。

2) 公益社団法人鹿児島県看護協会地区規約の改正について

専務理事は、次のように説明した。

各地区規約で、事務所は鹿児島市に置くとしていることについて、看護協会に置くとする意見が出ていたが、各地区の会計業務などを協会が連携して行っていることや、九州各県では場所を指定しているところではなく、地域を指定しているので、現状のままで対応していきたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり、承認された。

3) 公益社団法人鹿児島県看護協会職員就業規則の改正について

会長の指示により、事務局長は次のとおり説明した。

「働き方改革」に伴う労働基準法改正（改正施行年月日2019年4月1日）により、年10日以上の年次有給休暇が付与される職員（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、管理者は時季を指定して取得させることが義務付けられた。

よって、休暇に関する事項は就業規則の絶対的必要記載（労働基準法第89条）であることから、職員就業規則に、時季の指定対象となる職員の範囲及び時季指定の方

法等について、その旨を記載するものである。

このことについては、出席理事全員の賛成があり、承認された。

4) 公益社団法人鹿児島県看護協会臨時職員就業規則の改正について

会長の指示により、事務局長は次のとおり説明した。

「働き方改革」に伴う労働基準法改正（改正施行年月日 2019 年 4 月 1 日）により、年 10 日以上の年次有給休暇が付与される職員（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年 5 日については、管理者は時季を指定して取得させることが義務付けられた。

よって、休暇に関する事項は就業規則の絶対的必要記載（労働基準法第 89 条）であることから、臨時職員就業規則に、時季の指定対象となる職員の範囲及び時季指定の方法等について、その旨を記載するものである。

このことについては、出席理事全員の賛成があり、承認された。

5) 平成 30 年度補正予算案について

会長の指示により、事務局長は次のとおり説明した。

平成 28 年度の県の監査において、収入及び支出は、当該年度の予算の範囲内でなければならないとの指導があったことから、平成 30 年 4 月から平成 31 年 1 月までの執行状況と、平成 31 年 2 月から 3 月までの收支見込みを加算した補正予算案である。

経常収益は、公益目的事業会計が 2,960 千円減の 163,396 千円、法人会計が 988 千円増の 51,881 千円で、合計は 1,972 千円減の 215,277 千円となり、経常費用は、公益目的事業会計が 5,336 千円増の 171,692 千円、法人会計が 861 千円減の 26,477 千円で、合計が 4,475 千円増の 198,169 千円である。よって最終予算は経常収益 215,277 千円、経常費用が 198,169 千円となり当期経常増減額は 17,108 千円の見込みとなる。

このことについては、出席理事全員の賛成があり、承認された。

6) 平成 31 年度予算案について

会長の指示により、事務局長は次のとおり説明した。

平成 31 年度収支予算は、経常収益 235,668 千円、経常費用 214,382 千円で、当期経常増減額 21,286 千円を予定している。

経常収益は、前年度と比較すると 18,419 千円の増となっているが、その主な理由は、第 50 回日本看護学会・慢性期看護・学術集会事業により、慢性期看護学会学術集会収益が 16,738 千円増加しているためである。その他、自主事業の教育事業や訪問

看護ステーション事業、居宅介護支援事業の事業収益については、平成 30 年度の執行状況や今後の事業計画等をもとに見込んでいる。また、委託事業収益については、専任教員養成講習会事業にかわり実習指導者講習会事業をおこなうこととしている。

経常費用では、前年度に比べ 20,688 千円の増を予定している。この主な理由は、経常収益と同様に第 50 回日本看護学会-慢性期看護-学術集会事業にかかる事業費（公益目的事業会計）である。

なお、平成 31 年度の経常増減額は 21,286 千円を予定している。

のことについては、出席理事全員の賛成があり、承認された。

7) 平成 31 年度通常総会及びプログラム並びに議案について

専務理事は、次のように説明した。

通常総会は、午前 9 時 30 分から 12 時 15 分まで、かごしま県民交流センターで行う。

議題については、平成 30 年度事業報告書の内容報告の件、平成 30 年度決算報告（案）及び監査報告の件、平成 31 年度改選役員及び推薦委員の選出の件、2020 年度日本看護協会代議員・予備代議員の選出の件、平成 31 年度事業計画書の内容報告の件、平成 31 年度予算報告の件の 6 件を予定している。

午後は、職能合同集会の後、宮崎大学大学院獣医学総合研究科の板井孝一郎教授に特別講演をお願いしている。今後、役員としてスタッフとして皆さんのご協力もお願いしたい。

のことについては、出席理事全員の賛成があり、承認された。

8) 平成 31 年度役員・職能委員・推薦委員候補者等について

専務理事は、平成 31 年度役員・職能委員・推薦委員の候補者について説明した。

のことについては、出席理事全員の賛成があり、承認された。

4 会員支援について

1) 鹿児島県看護協会長表彰者候補者の推薦について

専務理事は、平成 31 年度協会長表彰者候補者について説明した。

のことについては、出席理事全員の賛成があり、承認された。

VII 報告事項

1 基本方針

1) 純心女子大学への大学院による保健師教育の実施に係る要望書の提出について

2 事業推進に関する事項

1) 教育事業について

- 2) 看護職員就業相談事業について
- 3) 平成 30 年度看護政策推進のための組織強化事業の実施報告書について
- 4) 訪問看護供給体制推進事業について
- 5) 平成 31 年度慢性期看護学術集会の開催準備について
- 6) 看護の日の記念行事について
- 7) 2019 年度「4 職能・災害看護検討委員会合同会議」開催要領（案）について

3 管理的事項

- 1) 理事会・運営委員会議事録について

4 会員支援

- 1) 平成 30 年度県協会員数及び平成 31 年度会員継続申し込み状況について

5 その他（一部理事会当日配布）

- (1) 日本看護協会理事会報告（書面報告・別冊） (2) 職能委員会報告（口頭報告）
- (3) 地区報告（口頭報告） (4) 委員会報告（書面報告）
- (5) 地区長情報交換会報告（口頭報告） (6) 他団体会議報告（書面報告）
- (7) 出張報告（県外）（書面報告）

以上、議長は協議事項が全て終了した旨を告げ、午後 3 時 30 分に閉会した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作成し、次のとおり署名する。

平成 31 年 3 月 16 日

会長 田畠 千穂子 

監事 財部 マチ子 

監事 古川 康郎 